明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三五）　一
○一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令（**経済産業**八三）　三
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（**国土交通**八四）　三〇
〔告示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一三一九）　三一
○道路運送車両の保安基準第一一章及び第一二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**同**一三一一〇）　三四
〔**官庁報告**〕
国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　三五
〔**公告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三六
特殊法人等
独立行政法人国立美術館入札関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三七
会社その他
会社決算公告　三二

省令

○文部科学省令第三十五号

産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定に基づき、産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十六日

文部科学大臣　田中**眞**紀子

産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令

産業教育振興法施行規則（昭和五十一年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

(一) 施設

項	科目群	施設名	床面積等
1	情報基礎に関する科目群	情報基礎総合実習室	490㎡
2	情報応用に関する科目群	情報応用総合実習室	1,750㎡
3	生物生産に関する科目群	生物生産総合実習室	8,470㎡
4	林業に関する科目群	林業総合実習室	1,720㎡
5	食品科学に関する科目群	食品科学総合実習室	2,260㎡
6	工業基礎に関する科目群	工業基礎総合実習室	1,220㎡
7	電子基礎に関する科目群	電子基礎総合実習室	440㎡
8	機械に関する科目群	機械総合実習室	3,220㎡
9	自動車に関する科目群	自動車総合実習室	3,380㎡
10	船舶に関する科目群	船舶総合実習室	2,840㎡
11	電気に関する科目群	電気総合実習室	1,760㎡
12	電子応用に関する科目群	電子応用総合実習室	1,910㎡
13	建築に関する科目群	建築総合実習室	1,860㎡
14	設備工業に関する科目群	設備工業総合実習室	2,110㎡
15	土木・造園に関する科目群	土木・造園総合実習室	1,760㎡
16	化学工業に関する科目群	化学工業総合実習室	2,130㎡
17	材料技術に関する科目群	材料技術総合実習室	2,690㎡
18	セラミックに関する科目群	セラミック総合実習室	2,390㎡
19	繊維に関する科目群	繊維総合実習室	2,200㎡
20	インテリアに関する科目群	インテリア総合実習室	2,600㎡